

資料の情報と釈文

一三・終戦の詔書

展示資料…大東亜戦争終結ニ関スル詔書・御署名原本・昭和二十年・詔書八月十四日

請求番号…御 28610100

デジタルアーカイブ URL : <https://www.digital.archives.go.jp/img/L/1744405>

釈文の凡例については、[こちら](#)をご覧ください。

【釈文】

朕、深ク世界ノ大勢ト帝国ノ現状トニ鑑ミ、非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ、茲ニ忠良ナル爾爾臣民ニ告ク。

朕ハ帝国政府ヲシテ米英支蘇四国ニ対シ、其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ。

抑々、帝国臣民ノ康寧ヲ図リ、万邦共榮ノ樂

ヲ偕ニスルハ、皇祖皇宗ノ遺範ニシテ、朕ノ拳々

措カサル所、曩ニ米英二国ニ宣戦セル所以モ

亦、実ニ帝国ノ自存ト東亜ノ安定トヲ庶幾

スルニ出テ、他国ノ主権ヲ排シ、領土ヲ侵スカ如キ

ハ、固ヨリ朕カ志ニアラス、然ルニ交戦す已ニ四歳

ヲ閲シ、朕カ陸海將兵ノ勇戦、朕カ百僚有司

ノ励精、朕カ一億衆庶ノ奉公、各々最善ヲ尽セル

ニ拘ラス、戦局必スシモ好転セス、世界ノ大勢亦我ニ利ア

ラス、加之、敵ハ新ニ残虐ナル爆弾ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ、惨害

ノ及フ所、真ニ測ルヘカラサルニ至ル、而モ尚交戦ヲ

継続セムカ、終ニ我カ民族ノ滅亡ヲ招来スルノ

ミナラス、延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ、斯ノ

如クムハ、朕何ヲ以テカ億兆ノ赤子ヲ保シ、皇祖

皇宗ノ神靈ニ謝セムヤ、是レ朕カ帝国

政府ヲシテ、共同宣言ニ応セシムルニ至レル所

以ナリ。

朕ハ帝国ト共ニ終始東亜ノ解放ニ協力セ

ル諸盟邦ニ対シ、遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得

ス、帝国臣民ニシテ戦陣ニ死シ、職域ニ殉シ、非命ニ斃レタル者、及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ、五内為ニ裂ク、且戦傷ヲ負ヒ、災禍ヲ蒙リ、家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ、朕ノ深ク軫念スル所ナリ、惟フニ、今後帝国ノ受クヘキ苦難ハ、固ヨリ尋常ニアラス、爾臣民ノ衷情モ、朕善ク之ヲ知ル、然レトモ、朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ、忍ヒ難キヲ忍ヒ、以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス。

朕ハ茲ニ国体ヲ護持シ得テ、忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ、常ニ爾臣民ト共ニ在リ、若シ夫レ情ノ激スル所、濫ニ事端ヲ滋クシ、或ハ同胞排擠、互ニ時局ヲ乱リ、為ニ大道ヲ誤リ、信義ヲ世界ニ失フカ如キハ、朕最モ之ヲ戒ム、宜シク挙国一家子孫相伝ヘ、確ク神州ノ不滅ヲ信シ、任重クシテ道遠キヲ念ヒ、総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ、道義ヲ篤クシ、志操ヲ鞏クシ、誓テ国体ノ精華ヲ発揚シ、世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ、爾臣民、其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ。

御名御璽

昭和二十年八月十四日

内閣総理大臣	男爵	鈴木貫太郎
海軍大臣		米内光政
司法大臣		松阪広政
陸軍大臣		阿南惟幾
軍需大臣		豊田貞次郎
厚生大臣		岡田忠彦
国務大臣		桜井兵五郎
国務大臣		左近司政三
国務大臣		下村宏
大蔵大臣		広瀬豊作

文部大臣
農商大臣
内務大臣
外務大臣兼
大東亞大臣
国務大臣
運輸大臣

太田耕造
石黒忠篤
安倍源基
東郷茂徳
安井藤治
小日山直登